

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 13 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第 13 号）

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、青山雅幸君（無））
- ・津島淳君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、櫻井周君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新、青山雅幸君（無））  
（参考人）日本銀行総裁 黒田東彦君  
（質疑者）山田美樹君（自民）、末松義規君（立国社）、櫻井周君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、森田俊和君（立国社）、清水忠史君（共産）、串田誠一君（維新）、青山雅幸君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 山田美樹君（自民）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（外為法改正案）

- ア 本改正案の提出に至った背景及び本改正案のねらい
- イ 事前届出免除制度
  - a 対象となる外国証券会社及び外国運用会社等の定義
  - b 国外に拠点を置いている運用会社等に対して同制度の利用の可否を区別する方法
  - c 国有企業等に該当することとなるソブリン・ウエルス・ファンドに対して同制度の利用の可否を区別する方法
  - d c の利用の可否の情報を対外的に公表することを控える必要性
- ウ 事前届出対象及び事前届出免除対象となる企業のリストを公表するに当たってのリスト化される企業への配慮内容
- エ 事前届出手続の電子化を推進していく必要性
- オ 事前届出免除制度の基準を遵守していない事例を事後的に発見できるよう金融庁との連携・協力を行う必要性

### 末松義規君（立国社）

- (1) 国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資の情報を事後的に把握した際に実効的・機動的な対応ができるよう体制の改善を行う必要性
- (2) 日韓関係悪化によって経営的に疲弊している中小企業に対する支援
  - ア 現行の支援策の内容
  - イ 支援策について広く周知を行うこと及び相談窓口のワンストップ化を行うことの必要性
- (3) 黒田日銀総裁が財務官在職当時、外国格付け会社宛に発出した「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」旨の意見（平成 14 年 4 月 30 日）について日銀総裁の立場からの認識
- (4) MMT（現代貨幣理論）の主張に対する日銀総裁の認識

## 櫻井周君（立国社）

- (1) 本改正案を提出する国際的な背景
- (2) 国際社会における安全保障上のリスクの高まりに対し、外為法以外の関連する法律を全般的に点検する必要性
- (3) 国内居住者による資本取引
  - ア 同取引が外為法の規制対象外となることの確認
  - イ 投資の自由を前提としつつも機微技術の流出等のリスクへの対応を検討する必要性
- (4) 水源地の保全
  - ア 水道事業は本改正案の事前届出制度の対象となるが水源取得行為自体は外為法上の規制対象とならないことの確認
  - イ 水源地の保全のため外為法以外の法律で規制をかける必要性についての大臣の所見
- (5) 機微技術の管理
  - ア 不正競争防止法又は特許法等による機微技術流出リスクへの対処の状況及び十分性
  - イ 国際的な人材交流の盛んな大学及び研究機関における機微技術の管理・規制が不十分なことへの懸念
- (6) 韓国に関する輸出管理をめぐる不適切事案
  - ア オーストラリア・グループ等の国際的な化学兵器拡散防止の枠組みにおける日本政府からのアクションの有無
  - イ 韓国向け輸出管理の運用の見直しによる政治リスクが日本企業の市場におけるプレゼンスを低下させる懸念

## 日吉雄太君（立国社）

- (1) 外為法改正案
  - ア 対内直接投資における促進と規制のバランスについての大臣の所見
  - イ 事前届出免除制度
    - a 同届出の免除基準
    - b 免除対象外となる国有企業等の詳細
    - c 現行法における長期貸付に係る規制及び長期貸付への規制の要否及び長期貸付の経営への影響を考慮した規制の必要性
    - d 議決権基準における密接関係者の特定が困難である中での運用方針
    - e 免除対象となるポートフォリオ投資等の定義
    - f 株主総会における会社の吸収分割・合併の提案が免除基準に抵触することの確認
    - g 免除基準の明確化の必要性
    - h 国有企業等の特定株主による支配下にある外国証券会社の自己勘定取引の取扱い
    - i 外国投資家による投資事業有限責任組合等を通じた出資について組合単位での事前届出を認めるに至った趣旨及び外国投資家情報の不透明化に伴うリスクの有無
- (2) 学校法人森友学園への国有地売却事案
  - ア 地下3.8メートルにごみがあると判断した際の試掘報告書掲載の写真に係る個別判断の内容
  - イ 上記写真に対する大臣の所見

## 森田俊和君（立国社）

- (1) 外為法改正案
  - ア 外国証券会社等の金融機関を事前届出免除の対象とすることの妥当性

- イ 下請企業を含めた事前届出の対象となる業種の分類方法
  - ウ 本改正案による事前審査の体制への影響
  - エ 財務省の審査体制を充実させる必要性
- (2) 技術流出
- ア 日本人及び外国人技術者等を介した海外への技術流出への対処方法
  - イ 陸上自衛隊向けの装輪装甲車開発事業から民間企業が撤退することによる情報散逸リスクへの懸念
  - ウ 技術及び知的財産の流出防止が我が国経済の進展に必要であるとの意見に対する大臣の見解

**清水忠史君（共産）**

- (1) 被災小規模事業者債券事業の持続化補助金・軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）
- ア 本年 10 月以降の災害で軽減税率対策補助金を受けて購入したレジが被災した場合の持続化補助金の適用の有無及び国の負担割合
  - イ 被災した時期により自己負担割合が異なることの整合性
  - ウ 独自の同レジの導入支援として国の補助に上乗せで補助金を支給する地方自治体に対する国による支援の必要性
  - エ キャッシュレス決済と入金のタイムラグにより資金繰りに支障を来す中小事業者への対応
    - a 11 月 5 日に財務省等が日本政策金融公庫に対し発出したキャッシュレス決済導入業者への貸付業務に関する事務連絡の内容
    - b 国のキャッシュレス決済普及に向けた政策により資金繰りに支障を来した中小事業者への融資に対し金利の減免措置を検討する必要性
    - c 資金繰りに支障を来した中小事業者への低金利融資の実現に向けた国による財政支援の必要性
- (2) 外為法改正案
- ア 事前届出対象となる上場株式取得基準
    - a 現行の基準が 10%以上である理由及び本改正案により基準を 1%以上に引き下げることとした理由
    - b G 7 諸国のうち基準が 1%以下の国
    - c 現行の 10%以上の基準において安全保障上の技術や情報の流出を防げなかったという事例及び基準を 1%以上に引き下げれば安全保障上の技術や情報の流出を防げた事例の有無
  - イ 国の安全等に係る非公開の技術情報
    - a 機微情報及び機微技術の定義
    - b 今後、非公開の技術情報の定義を定めていく関税・外国為替等審議会での議論の透明性を確保する必要性についての大臣の見解

**串田誠一君（維新）**

- (1) 海外送金と暗号資産
- ア 現在の海外送金が抱える時間や費用に係る問題の改善余地の有無
  - イ 海外送金の利便性を暗号資産による送金と同レベルに高める取組又は暗号資産による送金に対する厳格な規制の検討状況
- (2) グローバルステーブルコイン
- ア G20 の中で取り上げられた課題
  - イ グローバルステーブルコインの発行を日本主導で行う可能性
  - ウ 中国によるグローバルステーブルコインの一元的な発行に対する懸念
  - エ 公共的な形でグローバルステーブルコインを管理する方向性に関する大臣の見解

- (1) 外為法改正案
  - ア 事前届出免除制度における投資家が守るべき3つの基準の中の「国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと」
    - a 対象となる会社及び守るべき技術の範囲とその判断の主体
    - b 対象となる技術を見直す頻度
  - イ 事後審査を行う主体及び審査基準等
- (2) 暗号資産
  - ア 暗号資産や「リブラ」が外為法の規制対象となるかについての確認
  - イ 拡張的な金融政策により通貨への信頼が失われてきていることを背景として民間が発行するステーブルコイン等が中央銀行発行の通貨に置き換わっていく懸念に対する大臣の見解
- (3) 通貨の異常な発行と異常な低金利の継続による資産インフレといった中央銀行バブルの懸念に対する大臣の見解
- (4) MMT（現代貨幣理論）のように国債に依存する政策は採用し難いという意見に対する大臣の所見